平成２９年（フ）第２６１号
北海道旭川市緑が丘２条２丁目１番地の１市住1116号
債務者　高井　茂雪
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５９４号
大阪府豊中市庄内西町３丁目17番22号　201号
債務者　大垣　沙季（旧姓節田）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８３８号
大阪府八尾市北木の本４丁目38番地の１シャトレコートＢ206号
債務者　大久保輝秋
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９号
北海道紋別市潮見町３丁目５番８号
債務者　田中　裕子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前10時
旭川地方裁判所紋別支部

平成２９年（フ）第４５０号
栃木県宇都宮市中久保１丁目10番13号、前住所栃木県宇都宮市中久保１丁目11番33号　みどりハイツ102号
債務者　菱沼　隆祥
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６２号
栃木県宇都宮市鶴田町2494番地７
債務者　伊沢みち子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６３号
栃木県宇都宮市元今泉３丁目23番５号　クレストヴィラＡ―303
債務者　石黒亜弥加（旧姓蒲池）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４７５号
栃木県宇都宮市東峰町3029番地144　メゾンドールＭＩＮＥ202、前住所栃木県宇都宮市上戸祭町59番地52
債務者　小林恵理子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８４号
栃木県宇都宮市下岡本町3785番地４、前住所栃木県宇都宮市中今泉３丁目13番13号　ベルコリーナ102
債務者　森　　昇
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９９号
岡山市中区雄町131番地１　雄町コーポ５―２号室
債務者　森　　茂伸
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３４号
北海道旭川市豊岡８条２丁目１番２号　パーソナルハイツ202号
債務者　瀧元　君江
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月24日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３１号
愛知県豊橋市牛川町字東側44番地１（Ａ―205）
債務者　中岡ノボルこと　ナカオカ　エドソンノボル
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時20分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５２号
長崎県島原市出の川町甲1642番地１
債務者　松本　広美（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続廃止の取消決定確定等

平成２９年（フ）第１４５８号
大阪市中央区瓦屋町１―11―18　２階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区法円坂１丁目５番35―1201号
破産者　株式会社インストゥルメンタル
1　主文　本件破産手続廃止決定を取り消す。
2　決定確定日　平成29年11月３日
3　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部